

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 医療費通知 ■

■ 医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆さんの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さんへ送付します。

これは、自己負担分を除いた医療費が、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくとともに、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆さんの負担軽減を図ることを目的としています。

◆ 医療費通知の活用例

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など皆さんの健康増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	受診を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和2年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和2年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和2年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

◆ 所得税（住民税）確定申告における医療費控除について

- このお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。
- 医療費控除の申告に関することは、稚内税務署（0162-33-1155）にお問い合わせください。

送付月	診療月
令和3年1月(上旬)	令和2年1月～9月
令和3年2月(下旬)	令和2年10月～12月

※昨年度までと1回目の発送時期が変わります。

【注意事項】

- ・自己負担額は、医療費助成などを受けている場合など、記載されている金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合があります。
- ・このお知らせは、皆様の受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなどを行っていただく必要はありません。
- ・医療機関などの請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 電話:011-290-5601

住民生活課 生活グループ 電話:5-1112 告知端末機:5-8812